地方独立行政法人大阪市博物館機構総合評価一般競争入札実施基準

平成３１年４月１日制定

１ 趣旨

この基準は、地方独立行政法人大阪市博物館機構が発注する委託役務関係業務（測量・建設コンサルタントを除く。以下「業務」という。）の質を高めることを目的として、予定価格の範囲内で最大の効果を挙げるため、価格に加えて、事業者等の持つ優れた技術力や企画提案（ 以下「技術・提案等」という。） を考慮し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式（ 以下「総合評価一般競争入札」という。） における手続等の基本的な事項を定める。

２ 対象業務

(1) 総合評価一般競争入札とする対象業務は、次のいずれかに該当する業務とする。

① 価格面のほか入札参加者の有する技術力の内容も重視することが有効と認められる業務

② 価格面のほか入札参加者の提示する企画提案の内容も重視することが有効と認められる業務

(2) 総合評価一般競争入札の具体的な実施に当たっては、(1)に該当する業務について、事務局総務課長及び業務担当課長協議の上、決定するものとする。

３ 事業者選定委員会

地方独立行政法人大阪市博物館機構総合評価一般競争入札事業者選定委員会設置要綱（平成３１年４月１日）により設置された、地方独立行政法人大阪市博物館機構総合評価一般競争入札事業者選定委員会（ 以下「事業者選定委員会」という。）が総合評価一般競争入札による技術・提案等の審査を行う。

４ 加算方式における得点配分

総合評価一般競争入札において、加算方式（総合評価点＝価格点＋技術点）による評価を行う場合にあっては、入札価格に対する得点配分が、技術・提案等に対する得点配分を下回らないこととし、実質上の得点配分も原則として同様とする。

５ 入札公告

総合評価一般競争入札を行おうとするときは、地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規

則第１０条により、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格

(2)　入札の場所及び日時

(3)　入札に付する事項

(4)　契約条項を示す場所

(5)　入札保証金に関する事項

(6)　入札の無効に関する事項

(7)　総合評価一般競争入札の方法による旨

(8)　落札者決定基準

(9)　上記に掲げるもののほか、必要な事項

６　総合評価点の決定

(1)　事務局総務課長及び業務担当課長は、入札参加資格を有する者から技術・提案等に係る書類の提出を受けたときは、あらかじめ事業者選定委員会の評価を受けたのち、落札者決定基準に基づき、総合評価点を決定するものとする。

７　落札者の決定

(1)　事務局総務課長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であること、その他必要な事項を確認し、総合評価点の最も高い者を落札者として決定するものとする。

なお、この場合において、総合評価点の最も高い者が二人以上あるときは、原則として最も低い金額で入札した者を落札者とし、また、最も低い金額により入札を行った者が二人以上あるときは、くじによって落札者を決定するものとする。

(2)　事務局総務課長は、落札者を決定したときは、当該入札参加資格を有する者全員に落札者決定通知を行うものとする。